

## 第128号議案

新城市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正

新城市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成30年12月7日提出

新城市長 穂 積 亮 次

新城市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例

新城市職員の自己啓発等休業に関する条例（平成20年新城市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「第104条第4項第2号」を「第104条第7項第2号」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、学校教育法の一部改正に伴い、規定を整理するため必要があるからである。